

平成 30 年(行コ)第 35 号 石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人ら 岩下 和雄 他

被告 国

2018 年(平成 30 年)9 月 11 日

福岡高等裁判所第 4 民事部 御中

## 控訴理由書その 3

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 馬奈木昭雄  
外

### 第 1 「法律上の利益」(行訴法 9 条 1 項) について

- 1 原判決は、「居住者ら」について本件事業により不利益を受けることは否定できないとしつつ、所有者らの損失に含めて評価されるものであり、原告適格を否定し、また、「元居住者ら」についても原告適格を否定する。

しかし、原判決は、以下述べる通り、「法律上の利益」の解釈及び適用範囲を誤ったものであり、破棄を免れない。

- 2 「法律上の利益」の判断に当たっては、処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するにあたっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及びこれが害される態様及び程度をも勘案される（行訴法 9 条 2 項）。

そうすると、本件は土地収用法に基づく事業認定の取消を求めているのであるから、本件における「法律上の利益」の判断に当たっては、土地収用法の文

言のみによることなく、土地収用法の趣旨および目的並びに、事業認定において考慮されるべき利益の内容および性質を考慮することとなる。

また、土地収用法と目的を共通にする関係法令の趣旨や目的も参酌し、かつ、当該事業認定によって害されることとなる利益の内容及びこれが害される態様及び程度も勘案することとなる。

このように「法律上の利益」を考えると、以下述べる通り、所有者でない居住者ら及び元居住者らについては「法律上の利益」が認められる。

### 3 居住者らについて

控訴人の中には、起業地内の不動産又は立木等の所有権は有していないものの、起業地内に居住権を有する者がいる。そして、居住権者は事業認定の取り消しを求めるにつき「法律上の利益」を有する者にあたる。

すなわち、土地収用法は、土地を特定の事業のように供するため、その土地にある所有権以外の権利を収用し、又は使用することができるとしており、土地に関する所有権以外の権利も目的としている（土地収用法 5 条）。そのため、土地収用法の目的には、土地の居住権者を含む所有権者以外の者の利益の調整を図ることも含まれている。

そして、実際、起業地内の土地建物に住んでいる者は、事業認定によってその土地建物に居住し続けることができなくなるのであるし、控訴人らが主張しているこうばるにおける生活・歴史・文化・コミュニティーを享受するという自らの権利利益を直接侵害される者である。

この点、原判決は法 5 条 1 項 1 号は土地に関する権利について定めたものであって、建物について定めたものではないとするが、上記権利利益は建物についてのみならずのものではなく、こうばるという土地における生活・歴史・文化・コミュニティーにおいて生ずるものであり、土地に関する権利をも含むものである。

ゆえに、起業地内に居住している者は原告適格が認められる。

### 4 その他の権利（人格権に基づく控訴人ら適格）について

起業地内の土地建物について所有権を有さず、かつ居住権を有していない者であっても、起業地内の土地の所有権者の推定相続人であって起業地内の土地で生まれ育ち当該土地をふるさととして特別の関係を有している者は、起業地

内に人格権というべき生活上の利益を有しているとして、事業認定の取消を求める「法律上の利益」を有する者にあたる。

すなわち、土地収用法は、特定の事業目的のために土地の所有権その他の権利を制限することを認める代わりに、私有財産との調整を図ることを目的としている。そして、この、私有財産との調整については、一般に考慮される不動産の所有権その他の権利の価値のみではなく、生活利益も考慮するものとされている。そうすると、当該土地について生活上特別の利益を有している者についても、土地収用法はその利益との調整を目的としているのであるから、事業認定の取消を求める「法律上の利益」を有するといえる。

具体的には、当該起業地内で生まれ育ちそこをふるさととして個人の人格を形成させている者や度々帰省して当該土地との強い繋がりを有している者については、当該土地の存在・関係がその者の生活や人生の一部となっているといえ、生活上特別の利益を有していると言える。

そのため、それらの者についても人格権に基づく原告適格が認められる。

## 第2 結語

以上のとおり、各控訴人らにはそれぞれ事業認定の取消を求める「法律上の利益」が存在するため、原告適格が認められるのであって、原判決に判断の誤りがあることは明らかである。

以上

各控訴人ららの属性等詳細

番号	名前	関係	同or別居	備考
2	岩下 すみ子	1 岩下和雄の妻	同居	
3	岩下 雄二	1 岩下和雄の息子	同居	
4	岩下 雅之	1 岩下和雄の息子	別居	家屋の所有権有り
5	岩下 裕美	4 岩下雅之の嫁	別居	住所変更
7	岩本 菊枝	6 岩本宏之の妻	同居	
8	岩本 伸吾	6 岩本宏之の息子	同居	
10	岩永 信子	9 岩永正の妻	同居	
13	中川 明	11中川賢助の息子	同居	
14	中川 芳美	13中川明の嫁	同居	
16	松本 マツ	15松本昭弘の母	同居	
18	松本 愛美	18松本好央の妻	同居	
20	炭谷 郁子	19炭谷猛の妻	同居	
22	炭谷 広美	21炭谷潤一の妻	同居	
26	石丸 穂澄	23石丸勇の娘	同居	
27	縄本 千穂	23石丸勇の娘	別居	住所変更
29	木本 経子	28木本博美の妻	同居	
33	川原 美枝子	31川原義人の娘	別居	
36	川原 伸也	35川原保信の息子	同居	
37	川原 恵美子	36川原伸也の妻	同居	
42	中島 眞理子	41中島昭浩の妻	同居	
43	中島 渚	41中島昭浩の娘	同居	
45	岩下 久子	44岩下秀男の妻	同居	
46	岩下 慎一郎	45岩下秀男の息子	別居	
47	甲斐 久仁子	46岩下秀男の娘	別居	
48	高嶋 奈津子	47岩下秀男の娘	別居	